浄化槽を正しく使って きれいな水を自然に返しましょう



浄化槽が性能を発揮するために
浄化槽管理者（通常は世帯主）に
3つの義務があります

年1回以上 清　掃

故障や悪臭の原因となる
汚泥※の引き抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった微生物など
＊市町の許可を受けた清掃業者に委託してください。

下表のとおり 法定検査

浄化槽が正常に機能しているか検査

年3～4回※ 保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※一般的な家庭用の場合
＊県（宇都宮市内は宇都宮市）に登録されている保守点検業者に委託してください。

検査名	7条検査	11条検査
検査時期	使用開始後3ヶ月経過日～5ヶ月間	毎年1回
検査料金	11,000円 ※51人槽以上は料金が異なる	4,300円
検査内容	水質検査・外観検査・書類検査	
検査実施者	（一社）栃木県浄化槽協会※1	指定採水員※2または（一社）栃木県浄化槽協会
申し込み先	浄化槽工事業者	指定採水員を雇用する浄化槽保守点検業者

※1　法定検査を行う者として県が指定した機関
※2　11条検査のための採水を行う者として（一社）栃木県浄化槽協会が指定した者

浄化槽の維持管理Q&A



Q 普段の生活で気をつけることはありますか？

A 次のことに注意して浄化槽をお使いください。

①トイレの洗浄水は十分な量を流す。
②便器の掃除には、塩酸等の薬剤を使わない。
③トイレットペーパー以外のもの（紙おむつやたばこの吸い殻など）を流さない。
④浄化槽の電源を切らない。また、通気口や送風機の空気取入口をふさがない。
⑤マンホールの上に物を置かない。
⑥台所から野菜くずや天ぷら油などを流さない。
⑦洗剤は適量を使う。

Q ○○会社と保守点検契約をしていますが、法定検査も必要ですか？

A 必要です。

法定検査は、保守点検や清掃が正しく行われているか、浄化槽で処理した水がきれいになっているかなど、浄化槽が正常に機能しているかを確認するもので、保守点検とは目的が異なります。

詳しくは、（一社）栃木県浄化槽協会にお問い合わせください。

法定検査についてのお問い合わせ先
（一社）栃木県浄化槽協会
TEL 028-633-1650

浄化槽に関する市町窓口 （令和8年10月現在）

市町名	担当課	電話番号
宇都宮市	水質管理課	028-633-2001
足利市	環境保全課	0284-20-2152
栃木市	下水道建設課	0282-25-2109
佐野市	環境政策課	0283-20-3013
鹿沼市	企業経営課	0289-65-3241
日光市	下水道課	0288-21-5150
小山市	下水道施設課	0285-25-5477
真岡市	下水道課	0285-83-8160
大田原市	生活環境課	0287-23-8775
矢板市	上下水道事務所	0287-44-1511
那須塩原市	管理課	0287-37-5213
さくら市	下水道課	028-681-1118
那須烏山市	上下水道課	0287-84-0411
下野市	環境課	0285-32-8898

市町名	担当課	電話番号
上三川町	上下水道課	0285-56-9167
益子町	建設課	0285-72-8844
茂木町	上下水道課	0285-63-5654
市貝町	建設課	0285-68-1117
芳賀町	都市計画課	028-677-6021
壬生町	下水道課	0282-81-1858
野木町	生活環境課	0280-57-4246
塩谷町	くらし安全課	0287-45-1115
高根沢町	上下水道課	028-675-2449
那須町	上下水道課	0287-72-6919
那珂川町	住民生活課	0287-92-1110

このパンフレットに関するお問い合わせ先
栃木県環境森林部環境保全課
TEL　028-623-3189
FAX　028-623-3138
Email　kankyo@pref.tochigi.lg.jp

VERY GOOD LOCAL とちぎ